HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	スポーツ庁設置の政策形成 ： 新・政策の窓モデルによる実証分析［全文の要約］
Author(s)	横井, 康博
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(経営学)
Dissertation Number	甲第15884号
Issue Date	2024-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/92328
Type	doctoral thesis
File Information	Yokoi_Yasuhiro_summary.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学位論文の要約

氏名：横　井　康　博

学位論文題名

スポーツ庁設置の政策形成―新・政策の窓モデルによる実証分析―

本論文は，日本において長い間，必要性が認識されながらも行われてこなかったスポーツ庁設置が，2015 年に「なぜ」そして「どのように」実現したのかを，事例研究によって解明することを目的としている。

明治以来，日本のスポーツ政策形成の担い手は，他の政策分野と同様に，行政官僚であり，文部省（現「文部科学省」）体育局がその中心に位置してきた。このことは，与党のスポーツ政策が文部省のスポーツ政策に依存していたことや，与野党のスポーツ政策の内容が脆弱なまま今日に至っていることからも明らかである。文部省体育局は，日本体育協会，JOC，都道府県・市町村の体育協会，体協加盟や JOC 加盟のスポーツ団体，都道府県・市町村の教育委員会のスポーツ担当課等を傘下に置き，国庫補助制度を介した権限・財源を通じてこれらの参加者を支配してきた。

しかし，1990 年代に入ると，国民のスポーツに関する活動や関心の多様化が進むなかで，文部科学省の行政官僚主導の政策形成ではなく，超党派のスポーツ議員連盟等による政治優位・政治主導の政策形成が新たに展開されるようになり，政策の内容も大きく進化してきた。

1998 年 5 月，スポーツ振興くじ法が議員立法で制定された。2000 年 9 月，スポーツ振興くじ法制定を契機とするスポーツ振興基本計画が策定された。2007 年 8 月，スポーツ振興に関する懇談会が「「スポーツ立国」ニッポン」を提言した。2010 年 6 月，民主党政権下での文部科学省が「スポーツ立国戦略」を策定した。

さらに，2011 年 6 月，スポーツ基本法が議員立法で制定された。スポーツ基本法は，前文でスポーツ権を謳い，スポーツ政策を国家戦略であると明記した。スポーツ庁設置に関しても「検討して必要な措置を講ずる」ことが付則に盛り込まれた。

最終的に，2015 年 5 月，スポーツ庁設置法が議員立法に近い政府立法で制定された。スポーツ庁設置は，より直接的にはスポーツ基本法からスタートし，①複数の省庁にまたがる従来の「スポーツ政策の形成」の一元化，②関係省庁やスポーツ関連団体と連携したトップスポーツと地域スポーツの推進を目的としている。

このスポーツ庁設置は，いくつかの問題を含んではいるものの，優れた制度改革といわれ，現代日本のスポーツ政策形成において画期的な出来事であった。

このスポーツ庁設置よって，日本のスポーツ制度と組織は大きな変革を迫られるとともに，トップスポーツ，地域スポーツ，大学を含む学校スポーツのあり方やスポーツ文化は急速に変貌しつつある。

本論文は，スポーツ庁設置の政策形成の因果メカニズムを明らかにする。事例研究に際しては，特定の明確な概念と理論的枠組にもとづく分析によってはじめて，分析結果から理論構築を行うことができる。理論的枠組にもとづかない事例研究は，注目すべき変数および変数間の関係が定まらず，現象の解明に不可欠な因果関係の特定が困難である。そこで，政策形成を記述・分析するための理論的枠組である新・ 政策の窓モデルを採用した。

新・政策の窓モデルは，小島・平本（2022）において先行諸研究の概念やアイディアを統合し，あらゆる政策形成を記述・分析するために独自に導出された理論的枠組である。この新・政策の窓モデルにもとづくスポーツ庁設置の分析により，現代日本のスポーツ政策形成に関する発見事実を析出した。

本論文は 7 章と補遺から構成されている。

第 1 章では，スポーツ庁設置の政策形成の因果メカニズムを分析するための予備的考察を試みた。Ⅰ節では，本論文の問題を設定した。

第 2 章では，先行諸研究の検討を行った。Ⅰ節では，スポーツ政策形成の歴史分析の 4 つの先行研究，Ⅱ節では，スポーツ政策形成の実証分析の 3 つの先行研究を検討し，それらの問題点を明らかにした。

第 3 章では，新・政策の窓モデルについて説明した。Ⅰ節では，モデルの射程，Ⅱ節では，モデルの概要，Ⅲ節では，モデルの構成概念，Ⅳ節では，研究方法とデータ収集について説明を行った。

第 4 章では，準備期の事例の記述と分析を行った。準備期は，スポーツ議員連盟結成から「スポーツ振興に関する懇談会」設置前まで（1947 年 8 月～2006 年 12 月）の約 60 年間である。「スポーツ政策不在の時代」が長期にわたって続いた後，1998 年 5 月，スポーツ振興くじ法案が議員立法で成立した。これを契機に，文部科学省主導ではなく，スポーツ議員連盟等の政治優位・政治主導の政策形成が開始された。

第 5 章では，形成期の事例の記述と分析を行った。形成期は，「スポーツ振興に関する懇談会」設置後から「スポーツ基本法案」成立まで（2006 年 12 月～2011 年 6 月）の約 4 年半である。「スポーツ振興に関する懇談会」設置後からさまざまな紆余曲折を経て，最終的に，日本のスポーツ政策の柱となるスポーツ基本法案が議員立法で成立した。

第 6 章では，実現期の事例の記述と分析を行った。実現期は，「スポーツ基本法案」成立後から「スポーツ庁設置法案」成立まで（2011 年 6 月～2015 年 5 月）の約 4 年である。スポーツ基本法の付則に盛り込まれたスポーツ庁設置が，2020 年東京五輪・パラリンピック開催決定を契機として実現した。

第 7 章では，まず，第 4 章から第 6 章の事例の分析結果を次のように検討した。（1）事例の分析結果である準備期，形成期，実現期の 3 期の年代記分析表を集約した全 3 期の年代記分析表を提示した。（2）集約した年代期分析表にもとづいて，全 3 期における参加者の行動ならびに行動間の相互関係をそれぞれ分析した。（3）（2）の分析結果より，スポーツ政策形成に関する 16 の発見事実を析出した。次に，スポーツ庁設置の評価すべき点と問題点を明らかにした。最後に，本研究の意義と今後の課題を述べた。

補遺では，大学スポーツ協会設立（2019 年 3 月）の事例の記述と分析を行い，上述のスポーツ庁設置に関する 16 の発見事実が，大学スポーツ協会設立に関して妥当するか否かの検証を試みた。